

## まちづくり助成要綱

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、生活環境の改善、都市機能の更新、土地の合理的で健全な利用を図り、かつ、本市の総合計画等に整合したまちづくり計画案等を立案する住民団体に対して助成することにより、市民による自主的なまちづくりを推進することを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンサルタント：市長が別に定める基準により登録された、都市計画、建築設計等まちづくりに関し相当の専門知識及び実務経験を有する者。
- (2) 建築協定：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 章の規定による建築協定をいう。
- (3) 地区計画等：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 第 1 項第 1 号の規定による地区計画及び同項第 3 号の規定による沿道地区計画をいう。
- (4) 景観重点地区：西宮市都市景観条例（平成 21 年条例第 8 号）第 7 条の規定による景観重点地区をいう。
- (5) 技術的援助：住民団体によるまちづくり基本構想等の作成に際し、必要な資料を提供し、又は助言・指導を行うことをいう。
- (6) 一般的便益：研究会等の講師の斡旋、集会場の提供その他一般的な便益をいう。

### (助成の種類)

第 3 条 この要綱による助成は、次のとおりとする。

- (1) コンサルタントの派遣
- (2) 助成金の交付

### (助成対象団体)

第 4 条 前条第 1 号の派遣を受けることのできる団体（以下「派遣対象団体」という。）は、次の各号の一の要件に該当し、かつ、市長が助成する必要があると認めるものとする。

- (1) 2 名以上の関係権利者（市内に土地若しくは家屋の所有権、借地権又は借家権を有する個人及び法人をいう。以下同じ。）が建築物の共同化又は協調化の計画案を作成する事業を行う目的で結成した団体
- (2) 地区住民又は関係権利者が、住環境の整備計画、建築協定、地区計画等、景観重点地区、その他まちづくりの計画案等を策定する事業を行う目的で結成した 5 名以上の団体

2 前条第 2 号の助成金の交付を受けることのできる団体（以下「助成金交付対象団体」とい

う。)は、次に掲げる要件を満たし、かつ、市長が助成する必要があると認めるものとする。

(1) 地区住民自らが、住環境の整備計画、建築協定、地区計画等、景観重点地区、その他まちづくりの計画案等を策定し、又は住民の総意によるまちづくりの構想、事業手法等を調査・研究しようとしていること。

(2) 一体的に区域が形成されている地区を代表する住民組織により構成され、規約等が整備されていること。

(3) 当該団体の活動内容、活動の成果及び西宮市が当該団体に提供した情報等がその地区の住民に周知徹底できる機能を備えていること。

(4) 利害を共通する特定の者(地主、家主、借家人等をいう。)のみにより構成されているものではないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、他の要綱等により助成対象となっている団体は、この要綱による助成を受けることができない。

(助成の申請)

第5条 派遣対象団体の代表者は、当該派遣を受けようとするときは、コンサルタント派遣申請書(様式第1号)により、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 計画の概要書

(2) 派遣申請団体の構成員名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

2 助成金交付対象団体の代表者は、当該助成金を受けようとするときは、各年度毎に助成金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 役員名簿及び構成員名簿

(2) 団体の規約又はこれに代わるもの

(3) 事業計画書

(4) 収支計画書

(5) その他市長が必要と認めるもの

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査の上、派遣を決定したときはコンサルタント派遣決定通知書(様式第3号)により、派遣しないことを決定したときはコンサルタント非派遣決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 コンサルタントの派遣は、別に定めるところにより、まちづくり等相談業務派遣(以下「相談派遣」という。)及びまちづくり等計画業務派遣(以下「計画派遣」という。)に分けて行い、計画派遣については、相談派遣の結果を審査し、継続して行う必要があると認められるものに限って行う。ただし、計画派遣については、市長が特に認める場合、相談派遣を経ずに行うことができる。

- 3 派遣するコンサルタントについては、市長が選考し、決定する。この場合において、必要に応じ、コンサルタント派遣検討会に諮るものとする。
- 4 コンサルタントの派遣については、コンサルタント業務依頼書（様式第5号）を交付して行う。
- 5 市長は、前条第2項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査の上、助成金を交付する旨を決定したときは助成金交付決定通知書（様式第6号）により、交付しない旨の決定をしたときは助成金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知する。
- 6 市長は、助成金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（助成の方法）

第7条 第3条第1号の助成は、コンサルタントを派遣対象団体に派遣し、次に定める業務を提供することにより行う。

- (1) 講習会、研究会等において指導及び助言をすること。
  - (2) 建築物の共同化等への基本的な合意を得るための方針及び基本計画の作成を行うこと。
  - (3) まちづくりに関する基本構想及び基本計画を作成すること。
  - (4) その他市長が必要と認めること。
- 2 前条第2項に規定するコンサルタントの派遣期間は、相談派遣にあつては1年以内、計画派遣にあつては3年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、派遣期間を延長することができる。
  - 3 派遣に要する費用は、市長が負担し、予算の範囲内で別に定める基準により、当該コンサルタントに謝金として直接支払うものとする。
  - 4 第3条第2号に規定する助成は、市長が次の各号に掲げる経費について、予算の範囲内で助成金を交付することにより行う。
    - (1) まちづくりの基本構想の作成、事業手法等の調査・研究及び事業計画の作成に要する経費
    - (2) 広報誌、パンフレット等の作成及び配布に要する経費
    - (3) 講演会、研修会等の開催に伴う会場使用料及び講師謝礼
    - (4) 事務連絡等通信又は運搬に要する費用
    - (5) その他市長が必要と認める経費
  - 5 前項の規定による助成金の額は、前項各号に掲げる経費の合計額以内で、かつ、年額100万円（次項ただし書きに該当する場合は50万円）を限度とし、助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
  - 6 第4項に規定する助成金の交付は、3年を限度とする。ただし、市長が特に認めた場合は、5年を限度に延長できるものとする。
  - 7 前項ただし書の場合において、都市計画事業等の実施に伴い市長が特に延長が必要である

と認めた場合は、更に2年を限度に延長できるものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 第6条第1項の規定によりコンサルタントの派遣決定を受けた団体(以下「派遣先団体」という。)若しくは第6条第5項の規定により助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成金交付団体」という。)が、助成対象となった事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、事業内容変更・中止・廃止承認申請書(様式第8号)を速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理し、その内容を審査の上承認する旨の決定をしたときは、事業内容変更・中止・廃止承認決定通知書(様式第9号)により、当該申請者にその決定を通知する。

(業務及び実績報告)

第9条 第6条第2項の規定により派遣されたコンサルタントは、派遣事業終了後、速やかにコンサルタント業務報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 助成金交付団体は、当該年度における助成金対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書又は清算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(謝礼の支払い及び助成額の決定)

第10条 市長は、第7条第3項の謝金は、前条第1項の業務報告があったときに支払うものとする。

2 市長は、前条第2項の助成金対象事業の完了を確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第12号)により通知する。

(請求及び交付)

第11条 助成金交付団体は、前条第2項に規定する助成金確定通知書を受理したときは、助成金交付請求書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に請求しなければならない。

- (1) 助成金確定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求に基づき助成金を交付するものとする。

3 前条第2項及び前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、当該年度に係る助成金対象事業の完了前であっても、助成金を概算交付することができる。この場合において、概算交付した助成金の額は、前項の規定により交付する助成金の額から差し引くものとする。

(帳簿等の整備)

第 12 条 助成金交付団体は、当該助成金対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、保管しなければならない。

(状況報告等)

第 13 条 市長は、事業の適性を確保するため、必要と認めるときは、当該事業の遂行の状況又は過去の実績等について、当該コンサルタント若しくは助成金交付団体に報告を求め、又は職員に現地調査を行わせることができる。

2 市長は、前項に規定する報告又は現地調査により、当該事業が助成の内容又はこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、当該派遣先団体若しくは助成金交付団体に対し、これらに従って執行すべきことを命ずることができる。

(決定の取消)

第 14 条 市長は、派遣先団体又は助成金交付団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、コンサルタントの派遣若しくは助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 派遣事業の目的を達成することができないと認めたとき。
- (2) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 市長の承認を得ずに助成事業を変更し、中止し又は廃止したとき。
- (5) 助成事業に関して詐欺その他不正行為を行ったとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、コンサルタントの派遣若しくは助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、コンサルタント派遣決定取消通知書(様式第 14 号)又は助成金交付決定取消通知書(様式第 15 号)により通知する。

(助成金の返還)

第 15 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、助成金返還命令書(様式第 16 号)により、速やかに当該助成金交付団体に対し、それぞれ当該各号に定める額の返還を請求しなければならない。

- (1) 助成金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しにかかる助成金が既に交付されているとき：当該取消しに係る額
- (2) 概算交付した助成金の額が、確定した助成金の額を超えるとき：当該超える額

(技術的援助等)

第 16 条 市長は、助成金交付団体に対し、まちづくりの基本構想等の作成における技術的援助

又は一般的便益を供与することができる。

(補 則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は平成元年 4 月 1 日から実施する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は平成 3 年 8 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は平成 7 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は平成 11 年 11 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は平成 21 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は平成 26 年 5 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は令和元年 5 月 1 日から実施する。